

質問回答書

(技術提案等に関する質問回答)

事業名 : 柏原市庁舎施設整備事業

質問No.	資料名No.	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
1	実施要項	2	2 事業概要 (6) 上限提案価格	「工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する業務」及び「工事監理業務費用」は設計業務に係る提案額の上限には含まれず、本事業に係る上限提案価格に含まれると考えて宜しいでしょうか。	設計業務に係る提案額に含まれる範囲は実施要項P.1の2 (2) ア～エとなります。
2	実施要項	12	10. 技術提案書の提出 (3) 書類の提出方法	提案書について、CD-R等の記録用メディア媒体のものについて、全てPDFデータの提出でよろしいでしょうか。	様式4-10についてはExcelデータも提出してください。
3	実施要項	12	10. 技術提案書の提出 (3) 書類の提出方法	提案書ファイルについて、ファイルの大きさ (A3、A4など) をご指示ください。また、インデックスについては必要でしょうか。	A3サイズは片袖折りにし、A4縦サイズにまとめ、インデックスを付け、右下には受付記号を記入し、左側2点をホチキス止めとしてください。カはA4縦でまとめ、クリップ止めとしてください。受付記号は、後日通知します。
4	実施要項	15	12 契約方法等 (6) 契約保証金	柏原市財務規則 (昭和39年3月16日規則第7号) 第107条の規定の内容をご教示ください。	第107条 施行令第167条の16第1項の規定により納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、長期継続契約にあつては、契約金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する額以上とする。 2 前項の規定にかかわらず、売払い及び貸付けの契約に係る一般競争入札における契約保証金の額は、当該入札に係る予定価格の100分の10に相当する額以上とすることができる。
5	要求水準書	5	1. 事業の目的 (2) 事業内容	教育センター解体に先立ち、教育センター内の部署の仮移転先工事は、別途工事と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
6	要求 水準 書	6	(3) 敷地境界線の状況	開発許可申請の手続きを行う必要とありますが、関係部署と事前に調整された内容をお教え願います。	都市開発課にて開発許可の要否、都市計画法第37条の承認取得可否について確認しております。本事業では開発許可が必要となり、37条承認の取得が可能です。
7	要求 水準 書	6	(3) 敷地境界線の状況	想定事業期間内に開発許可申請に係る工事完了後に新庁舎等の整備事業を進めることが難しいと考えます。新庁舎建設工事・既存庁舎等解体工事と並行して開発許可申請に係る土工事等を進める事業工程を想定してよろしいでしょうか。	事業期間内に庁舎整備を完了できるご提案及び業務着手後の関係機関協議をお願いいたします。 なお、開発許可申請に関しては【No.6】参照
8	要求 水準 書	6	(6) 確認申請に係る規制法令等の状況	建築確認申請は柏原市を經由して指定確認検査機関への提出としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	要求 水準 書	6	(6) 確認申請に係る規制法令等の状況	航空進入帯区域、河川法第55条区域等の範囲内にある区域における施設計画について、基本計画以外に留意する内容がありましたらご提示願います。	基本計画以外について具体的には、航空進入帯区域については八尾空港事務所、河川法第55条区域については大和川河川事務所と協議の上で業務を進めることとなります。
10	要求 水準 書	6	2. 敷地条件等 (2) インフラ整備等状況	敷地の西側に埋設されている水路(1600×1250)の管理者及び確認連絡先をご教示ください。	柏原市都市デザイン部 都市管理課 (072-972-1598)
11	要求 水準 書	6	2. 敷地条件等 (2) インフラ整備等状況	水路の位置及び深さ等の詳細について、開示していただけませんか。	隣地境界線より東側約6～8m、GL-5000(水路天端)に埋設されていると想定しております。なお、水路位置が示された下水道工事の設計図面があり、業務着手後に資料提供が可能です。
12	要求 水準 書	6	2. 敷地条件等 (6) 確認申請に係る規正法令等の状況	河川法第55条区域等の範囲とありますが、柏原市庁舎建設基本計画P.33-34 IV.1.(2).③記載の内、河川区域及び河川保全区域及び河川保全区域の内境界線から5m以内は、別添資料1現況敷地区に対して以下の様に考えて宜しいでしょうか。 河川区域＝大和川河川敷の舗装工事範囲 河川保全区域の内境界線から5m以内＝水路敷 河川保全区域(境界線から5m以外)＝柏原市所有地	基本計画P33-34には、河川法第55条の一般的な制限を記述しております。本敷地は河川保全区域と高規格堤防特別区域に指定されております。範囲については、大和川河川事務所へお問い合わせください。施工条件など具体的な条件などは、基本設計段階での協議によります。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
13	要求水準書	6	2. 敷地条件等 (6) 確認申請に係る規正法令等の状況	柏原市庁舎建設基本計画P. 33-34 IV. 1. (2). ③記載の河川保全区域の内境界線から5m以内では河川法第55条上、仮設計画に対して何かしらの制限があるという事になるのでしょうか。5m以外も同様でしょうか。	本敷地は高規格堤防特別区域に指定させているため【No.12参照】、河川法第55条の制限については、大和川河川事務所と別途協議が必要となります。
14	要求水準書	6	2. 敷地条件等 (3) 敷地境界線の状況	開発工事許認可における日数と、開発工事対象の範囲及び37条申請の可否を教えてください。	許認可における日数は市担当部署の標準処理期間を目安とした協議によります。 【参照URL】 http://www.city.kashiwara.osaka.jp/docs/2014063000134/ 開発工事対象範囲は柏原市都市デザイン部開発指導係と協議を行ってください。また37条申請の承認は可能です。
15	要求水準書	7	1. 施設整備の基本方針 (1) 防災拠点機能の確保	「①災害対策本部機能の確保」に記載のある「通信機器操作卓」はスペースの確保を本事業対象とし、操作卓は別途工事と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。防災通信機器は既存のものを移設する予定としており、別途工事となります。
16	要求水準書	8	2. 施設整備の基本性能 (2) 環境保全性	大阪府の建築物環境計画書等の届出により、CASBEE「A」ランク以上の環境性能確保が施設整備の基本性能だと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。「A」ランク以上を取得すること。かつ、要求水準書の性能を確保すること。
17	要求水準書	15	2. 施設整備の基本性能 (4) 機能性 ウ. 室内環境性	「iv) 空気環境」に記載のある「受動喫煙の防止」に関し、p. 30からの新庁舎各部の要求水準及び別添資料5各室諸条件に「喫煙室」の記載はありません。庁舎内及び敷地内は禁煙と考えて宜しいでしょうか。また、喫煙スペースが必要である場合、本事業とは別途工事と考えて宜しいでしょうか。	喫煙スペースは原則屋外に設けるものとし、詳細な設置場所等は協議により決定します。当該工事は本工事に含まれます。
18	要求水準書	19	(1) 敷地条件	国道25号線からの切り下げ位置を変えずに計画することとありますが、使用しない切り下げは協議により閉鎖してもよろしいでしょうか。	原則として切り下げ位置を変えずに計画してください。
19	要求水準書	19	3. 土地利用計画の要求水準 (1) 敷地条件	「国道25号側からの切り下げ位置を変えずに計画を行う」との記載がありますが、既存4か所の歩道切り下げを保持し、車両の出入りに利用する計画と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
20	要求 水準 書	19	3. 土地利用計画の要求水準 (1) 敷地条件	上記質疑において、車両の出入りに利用しない歩道切り下げが生じる場合、当該切り下げに面する大和川河川敷及び計画敷地には、駐車マスを計画して宜しいでしょうか。	既存の歩道切り下げ保持することを前提とするため、駐車マスの計画はできないものと考えてください。
21	要求 水準 書	19	3 (1) 敷地条件 水路敷を避けて建築計画を行うこと。	建築本体、公用車車庫が該当するものとし、簡易な建築物・工作物である屋根付きの駐輪場や駐車場、バス停及びバス停からの屋根付き通路は該当しないものと考えてよろしいでしょうか。	原則として建築行為は不可とします。建物庇が水路上空にかかる等、簡易なものは協議により判断します。
22	要求 水準 書	19	3. 土地利用計画の要求水準 (1) 敷地条件	本建築敷地は高規格堤防区域内と有りますが、仮設計画に関して何かしらの制限があるのでしょうか。	【No.13参照】
23	要求 水準 書	19	3. 土地利用計画の要求水準 (1) 敷地条件	国道25号側からの切り下げ位置は変えずに計画を行うこととありますが、国道沿いに設置している河川利用者用駐車場の前の構内道路を、市内循環バスが通行しても問題ないと考えてよろしいですか。	問題ありません。 なお、市内循環バスの構内道路の通行においては要求水準書P.19の3 (2) を踏まえ、歩行者への安全性を考慮した計画として下さい。
24	要求 水準 書	20	(8) 公害測定室	公害測定室の規模・仕様についてお教え願います。	別添資料5-1の公害測定室欄を参照ください。現況については別添資料3-4を参照してください。なお、現況床面積は54.12㎡となっており、うち20㎡程度を公害測定室として利用しております。
25	要求 水準 書	20	3. 土地利用計画の要求水準 (7) コンビニエンスストア等別事業	コンビニエンスストアは、要求水準書に記載のあります、盤 (未含) の1次側電源供給及び、法的に必要な設備以外は別途工事と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、一次側電源は電灯及び動力の電気容量を満たした開閉器 (鋼板製箱) を設置してください。
26	要求 水準 書	20	3. 土地利用計画の要求水準 (7) コンビニエンスストア等別事業	コンビニエンスストアの空調設備は別途工事と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求 水準 書	20	3. 土地利用計画の要求水準 (7) コンビニエンスストア等別事業	コンビニエンスストアの給水管サイズは20Aと考えますがよろしいでしょうか。	給水管サイズは25Aとしてください。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
28	要求水準書	21	4. 新庁舎の要求水準 (1) 建築計画 エ. 執務部分	「執務スペースは要求面積、部署ごとの職員数及び既存什器の再配置を考慮し、事務の効率化、コミュニケーションの活性化及び働きやすい動線を考慮したワークスペースのレイアウトを計画すること。」とありますが、什器レイアウトについてはDB事業に含まれますでしょうか。	含みます。基本計画書のユニバーサルレイアウトを念頭に、執務空間コンセプトを明確にし、市から提供する既存備品リスト、文書量データ等の整理・分析を行い、現況レイアウト調査、与条件の整理、基本レイアウトの作成、家具転用計画の作成、適正な収納方法の提案・調整等を含むとお考えください。
29	要求水準書	21	4. 新庁舎の要求水準 (1) 建築計画 エ. 執務部分	上記「什器レイアウト計画」がDB事業に含まれる場合、その計画費用は設計業務に係る提案額の上限には含まれず、本事業に係る上限提案価格に含まれると考えて宜しいでしょうか。	設計業務に係る提案額の上限に含まれます。なお金額は様式4-10（設計・工事監理業務）【設計業務】(1)(E)に計上してください。
30	要求水準書	22	4(1)ク. 建具計画 i) 外部建具	①はないものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
31	要求水準書	26	ツ. 中央監視設備	デマンド監視のため、既存庁舎及び別館の月別光熱水費（過去12か月分）をお教え願います。	別添資料16. 庁舎施設別光熱費一覧表（月別）を追加配布します。
32	要求水準書	30	4. 新庁舎の要求水準 (5) 新庁舎各部の要求水準 政策推進部	「危機管理課には通信機器操作盤を配置する」との記載がありますが、本事業ではスペースを確保するものとし、通信機器操作盤は別途工事と考えて宜しいでしょうか。本事業に含まれる場合は、当該操作盤の仕様をご指示ください。	お見込みのとおりです。
33	要求水準書	39	5. 既存別館改修の要求水準	改修工事は、居ながら工事とありますが、工事を行うにあたり仮移転先として、3階の会議室1やフローラルサロンのスペースを仮移転としての利用は可能でしょうか。	利用可能です。ただし施設管理者との調整が必要です。利用状況により仮移転に条件が付される可能性があります。
34	要求水準書	39	5. 既存別館改修の要求水準 (1) 共通事項	改修工事は「居ながら工事」とするとありますが、執務時間外（夜間を含む）の工事も可能と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし当該工事着手前に施工条件等について協議が必要です。
35	要求水準書	44	6. 外構の要求水準 (10) 外構工事における留意事項	J R 王寺事務所と協議をし、外構の設計条件、施工条件を決定することとありますが、貴市と J R との事前協議が行われているならば、その内容をご教示ください。	事業の概要について説明を行いました。その際に説明された一般的な施工条件は「別添資料10. JR工事について」のとおりです。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
36	要求水準書	44	6. 外構の要求水準 (10) 外構工事における留意事項	J Rとの協議に沿って安全を確保することは大前提であると理解していますが、参加表明時に配置することが条件ではなかったJ R独自の資格「工事管理者」「保安全管理者」は配置の必要はないものと考えますが、よろしいでしょうか。	【No.46】参照
37	要求水準書	52	7. 施設整備の各業務の実施 (5) 工事監理業務	「事業者は、対象工事において変更事項が生じた場合は～～変更設計・積算等を行う」との記載がありますが、当該変更は発注者の要望による条件変更に伴う設計変更は含まないと考えて宜しいでしょうか。	要求水準書記載のとおりです。
38	要求水準書	52	7. 施設整備の各業務の実施 (6) 建設工事 ア. 概要	「新庁舎及び別館は平成33年4月1日から供用開始」との記載がありますが、引っ越しに係る期間を考慮した、引き渡しの期日をご指示ください。	引っ越し期間には1か月程度を要します。ただし、供用開始にあたり、関連別途工事について協議・調整が必要です。
39	要求水準書	57	xi) 近隣住民対応等	近隣住民対応により施設計画の変更が発生した場合等に係る費用については、発注者負担と考えてよろしいでしょうか。	協議により決定します。なお、発生する費用においては発注者負担、事業者の業務に対する要望、事業者の業務に起因する騒音・振動等の環境問題については事業者負担を基本とします。
40	要求水準書	58	7. 施設整備の各業務の実施 (6) 建設工事 コ. 施工条件及び留意事項	「x iii 建築敷地内に埋設されている水路等への影響を考慮した仮設工事」との記載がありますが、水路等の定期的な点検・メンテナンスが行われる場合、当該位置及び頻度をご教示ください。また、仮設工事に対する制約がありましたらご教示ください。	当該水路は必要に応じて点検・メンテナンスを行っております。マンホールが使用できる仮設計画としてください。また、仮設工事は水路の構造に影響が生じない仮設計画としてください。
41	要求水準書	58	7. 施設整備の各業務の実施 (6) 建設工事 サ. 解体工事に係る要求水準 iv) 解体工事期間中の業務	アスベスト含有物について追加調査の結果、新たに含有物が検出された場合、除去及び処分費用については貴市負担と考えてよろしいでしょうか。	別添資料9記載の内容を原則とします。ただし、新たに含有物が検出された場合、対策等を協議し費用負担などを決定するものとします。
42	要求水準書	59	(6) 建設工事 サ. 解体工事に係る要求水準 iv) 解体工事期間中の業務	アスベスト調査について、要求水準書別添資料（別添資料8_アスベスト事前調査報告）で、追加調査が必要な場合は、別途精算と考えてよろしいでしょうか。	別添資料9記載のとおりです。
43	要求水準書	29～30	4. 新庁舎の要求水準 (3) 電気設備計画 ソ. 雨量観測設備	雨量観測装置設備の計測装置の設置場所をご指示ください。	建物計画に応じた設置場所になります。現時点では新庁舎の屋上を想定しています。

別添様式

質問No.	資料名No.	ページ番号	該当箇所	質問事項	回答
44	要求水準書	29～30	4. 新庁舎の要求水準 (3) 電気設備計画 セ. 防災無線設備 ソ. 雨量観測設備	防災無線設備、雨量観測設備用空配管サイズをご指示ください。	防災無線設備用（府）はG28～70及びPF28～42、防災無線設備用（市）はG28～36、雨量観測設備用G28を見込んでください。
45	要求水準書	30～39	(5) 新庁舎各部の要求水準	面積（㎡）の欄にそれぞれ○〇㎡程度とありますが、程度の具体的な増減比率などをお教え願います。（※減については5%以内など）	各室の構成については10%以内の面積増減とします。新庁舎の建物規模については8450㎡以上とします。
46	要求水準書	44・58	工事における留意事項 JR協議について	JRとの協議は事業者が行うことをにあっておりましたが、営業線近接工事にかかわる費用は詳細協議に上決定となります。本提案時は各必要工事に付き、工事管理者・列車見張り員・重機誘導員・重機等JR工事免許資格者が専任必要と考えてよろしいでしょうか。	有資格者の配置については、お見込みのとおりJRとの協議になります。貴社の提案内容に必要とされる有資格者を見込んでください。
47	要求水準書	6・19・20	1. 事業の目的 (6) 建物規模 3. 土地利用計画の要求水準 (6) 外部倉庫 (8) 公害測定室	外部倉庫（公害測定室含む）は約220㎡とありますが、外部倉庫の要求水準にて、200㎡程度の倉庫とあることから、公害測定室は20㎡程度と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 【No.24】を参照してください。
48	要求水準書 別添資料		別添資料3_既存庁舎図面・解体建物図面 別添資料3-4_外構施設リスト（撤去・移設）	外構施設移設リストに記載のあるものについて、移設する前の保管場所等の指定があれば、ご指示ください。	原則として、敷地内の来庁者や職員の動線上、支障のない場所とします。
49	要求水準書 別添資料		別添資料3_既存庁舎図面・解体建物図面 別添資料3-5_地下埋設物	地下埋設物については、記載されているもののみと考えてよろしいでしょうか。	記載については市で現在把握できているもののみとなり、実際は異なる場合があります。
50	要求水準書 別添資料		別添資料3_既存庁舎図面・解体建物図面 別添資料3-5_地下埋設物	敷地東側（JR側）にガス管及び既存給水管200φは存置されているのでしょうか。また、存置されているなら盛替が必要となるのでしょうか。ご指示ください。	ガス管及び給水管は存置されています。ガス管については現在教育センターでの利用があり、詳細は「別添資料4-2_機械設備インフラ現況図（追加）」をご確認ください。給水管は現在利用が無い（死管）ため、計画に応じ撤去を検討してください。
51	要求水準書 別添資料		別添資料4_敷地インフラ現況図	電気、通信、給水、排水、ガス等のインフラ関係の詳細図（管径、深さ、仕様等）をお示し下さい。現在お示しのインフラ現況図に明示されているもの以外があった場合は、別途精算とさせていただきます。	インフラ関係の詳細については、業務着手後、事業者において調査してください。現況図記載以外のものの扱いについては協議させていただきます。

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
52	要求水準書 別添資料	1~6	別添資料4-1_インフラ現況図	インフラ現況図における電力、NTTの経路について、機械設備インフラ図のように色を変えた資料をいただけますか。	「別添資料4-1_電気設備インフラ現況図（追加）」をご確認ください。
53	要求水準書 別添資料		別添資料4_敷地インフラ現況図 別添資料4-1_電気設備インフラ現況図 別添資料4-2_機械設備インフラ現況図	電力とNTTのインフラにはカラー図面はないのでしょうか。白黒では位置が不明瞭な為、カラー図面の公開をお願いいたします。	【No.52】参照
54	要求水準書 別添資料	2	別添資料5-1_室名 7行目	別添資料5には要求水準書に記載の無い、打合せコーナー（市民利用）という項目がありますが、必要諸室ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。9月10日HP掲載の補足説明記載版を参照ください。
55	要求水準書 別添資料	2	別添資料5-1_相談室（健康福祉課・簡易健診）	当該諸室の面積について、要求水準書では25㎡程度と記載されていますが、別添資料5では20㎡と記載されています。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書 別添資料	2	別添資料5-1_市政情報コーナー	当該諸室の面積について、要求水準書では50㎡程度と記載されていますが、別添資料5では25㎡と記載されています。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。9月10日HP掲載の補足説明記載版を参照ください。
57	要求水準書 別添資料	2	別添資料5-1_職員福利厚生室等	当該諸室の面積について、要求水準書では80㎡程度と記載されていますが、別添資料5では90㎡と記載されています。要求水準書を正としてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
58	要求水準書 別添資料		別添資料5_各室諸条件 別添資料5-1_各室諸条件 別添資料5-2_別館諸条件	本館総務部に車両運行担当の記載があり、別館に車両運行課の記載がありますが、別の部署でそれぞれ諸室スペースが必要でしょうか。	どちらか一箇所でご計画してください。
59	要求水準書 別添資料		別添資料5_各室諸条件 別添資料5-2_別館諸条件	現況利用形態で人権推進課が事務室（10㎡）と会議室2（45㎡）に利用となっていますが、計55㎡に拡大して2室設置するかと考えてよろしいでしょうか。	配置・用途を変更せず、既存のまま利用します。9月10日HP掲載の補足説明記載版を参照ください。
60	要求水準書 別添資料		別添資料5_各室諸条件 別添資料5-2_別館諸条件	人権推進課を会議室と事務室に新設することとなっていますが、人権推進課のスペースは不要かと考えてよろしいでしょうか。	【No.59】参照

別添様式

質問 No.	資料名 No.	ページ 番号	該当箇所	質問事項	回答
61	要求水準書 別添資料		別添資料8_ アスベスト事前調査報告	別館の報告書がありませんが、外壁吹付材等アスベスト含有建材の使用が無い建物と考えて宜しいでしょうか。	建設年度よりご判断ください。必要に応じて、調査および対策ください。
62	要求水準書 別添資料		別添資料9_業務区分表	解体工事業務における「什器備品の処分」は、柏原市にて全てご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、固定された什器備品は本工事とします。
63	別途 CD			既存市役所別館における1FLの標高をお教えください。	別添資料1-4を参照ください。ただし、業務着手後の確定測量が必要です。
64	様式集	4-10	価格提案内訳書 (設計・工事監理業務)	価格提案内訳書(施工業務)【施工業務】(c)(c)法定福利費についてですが、摘要欄に「法定福利費¥○○○,○○○円を含む。」と明記し、金額欄は、記載しない条件で内訳書を作成しても宜しいでしょうか？	様式4-10に従い作成ください。
65	様式集	4-10	価格提案内訳書 (設計・工事監理業務)	価格提案内訳書(施工業務)【施工業務】に、別添資料にある既存建物図面・解体建築図面、地下埋設物撤去工事の記載欄がありません。どの項目に記載すれば宜しいでしょうか？	新庁舎建設工事費に含んでください。
66	様式集	4-10	価格提案内訳書 (設計・工事監理業務)	価格提案内訳書(施工業務)【施工業務】に、別添資料にある既存建物図面・解体建築図面、外構施設撤去・移設工事の記載欄がありません。どの項目に記載すれば宜しいでしょうか？	別添資料3-4の外構施設撤去リストNo.20, 21については教育センター解体工事費に含んでください。その他の撤去移設工事は既存庁舎解体工事費に含んでください。
67	様式集	4-10	価格提案内訳書 (設計・工事監理業務)	価格提案内訳書(施工業務)【施工業務】に、昇降機設備工事の記載欄がありません。どの項目に記載すれば宜しいでしょうか？	(c) 機械設備工事に含んでください。